

令和6年度 特定健診・特定保健指導実施期間等について

区市町村名	地区医師会名	特定健康診査				特定保健指導					
		実施期間		住民の方（住民登録がある方）以外の受診の可否	注意していただきたい事項	実施期間		住民の方（住民登録がある方）以外の受診の可否	注意していただきたい事項		
足立区	一般社団法人 足立区医師会	令和6年5月14日	～	令和7年3月31日	×	<p>1. 足立区に住民登録をしている方を対象とします。 ※受診時に、足立区外に転出された方、社保等被扶養者の資格のない方は対象となりません。</p> <p>2. 受診時に必ず「受診券」と「健康保険証」をご持参ください。 ※「マイナンバーカード」の健康保険証利用の登録をされている場合でも、オンライン資格確認が導入されていない医療機関もありますので、必ず「健康保険証」をご持参ください。</p> <p>3. 医療機関により予約制のところがあります。また、「胸部X線検査」「心電図検査」は別医療機関紹介となるところがあります。受診前に電話等でご確認ください。</p> <p>4. 「貧血検査」「心電図検査」「血清クレアチニン検査及びeGFR」は、受診者全員に「受診券」の「特定健診（詳細部分）」に係る自己負担額の規定にかかわらず、無料で実施します。 ※「特定健診（基本部分）」のみ、健診実施機関の窓口で自己負担額をご請求いたします。</p> <p>5. 足立区の上乗せ項目健診として、受診者全員に「胸部X線検査」「血清尿酸」「総コレステロール」「non-HDLコレステロール」「血清アルブミン」を無料で実施します。</p> <p>6. 「眼底検査」は、今年度の健診結果で「血圧」または「血糖」が実施基準に該当した方に、健診実施機関が結果説明日に「眼底検査紹介兼受診票」を発行し、「紹介日」を含め15日以内に指定の眼科医院で検査を受けていただきます。「眼底検査紹介兼受診票」を持参した方全員に「受診券」の「特定健診（詳細部分）」に係る自己負担額の規定にかかわらず、無料で実施します。 ※「紹介日」を含め15日を過ぎると「眼底検査紹介兼受診票」は使えなくなります。 ※「紹介日」が令和7年3月17日以降の場合、眼底検査実施期限の令和7年3月31日までに検査を受けていただきます。</p>	～				
江戸川区	一般社団法人 江戸川区医師会	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日	○	<p>40歳から74歳の方：江戸川区医師会医療検査センター（集団健診） 65歳から74歳の方：個別医療機関 ※年度内に迎える誕生日で決定。 但し、江戸川区医師会医療検査センターの予約状況により、受診が困難な場合は、江戸川区医師会医療検査センターでご案内の上、個別医療機関での受診を可能とする。</p>	～				
江東区	公益社団法人 江東区医師会	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日	○	受診されたい実施機関が決まりましたら、事前にお電話での確認をお勧めします。	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日	○	初回面談の実施は医療機関ごとに異なる
渋谷区	一般社団法人 渋谷区医師会	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日	○	受診されたい実施機関が決まりましたら、事前にお電話での確認をお勧めします。	～				
墨田区	公益社団法人 墨田区医師会	令和6年6月1日	～	令和7年3月31日	○	◎墨田区民（住民登録がある）の方へのお知らせ 墨田区民の方は追加健診が受けられますので、住所を確認できるもの（運転免許証など）を持参してください。	～				
文京区	一般社団法人 文京区医師会	令和6年6月15日	～	令和7年3月31日	○	・文京区民（住民登録のある）の方は追加項目が受診できます。 ・受診されたい実施機関が決まりましたら、事前にお電話での確認をお勧めします。	～				
	一般社団法人 小石川医師会	令和6年6月15日	～	令和7年3月31日	○	・文京区民（住民登録のある）の方は追加項目が受診できます。 ・受診されたい実施機関が決まりましたら、事前にお電話での確認をお勧めします。	～				
稲城市	一般社団法人 稲城市医師会	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日	○	・受診されたい実施機関が決まりましたら、事前にお電話での確認をお勧めします。住所の確認できるものをご持参ください。（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど） ・受診される当日は、食事制限がありますので、受診日前に必ず健診機関にお問い合わせください。 ・稲城市民（住民登録がある）の方は、胸部X線など追加で市民健診が受けられます。事前に健診機関にお問い合わせください。	～				
東久留米市	一般社団法人 東久留米市医師会	令和6年6月1日	～	令和6年11月30日	○	・受診されたい実施機関が決まりましたら、事前にお電話での確認をお勧めします。 ・必ず保険証を持参してください。	～				

令和6年度 特定健診・特定保健指導実施期間等について

区市町村名	地区医師会名	特定健康診査				特定保健指導			
		実施期間		住民の方（住民登録がある方）以外の受診の可否	注意していただきたい事項	実施期間		住民の方（住民登録がある方）以外の受診の可否	注意していただきたい事項
東大和市	公益社団法人 東大和市医師会	令和6年6月1日	～	令和7年3月31日	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診されたい実施機関が決まりましたら、事前にお電話での確認をお願いします。</li> <li>・住所の確認できるもの（運転免許証等）を持参してください。</li> </ul>			
日野市	公益社団法人 日野市医師会	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日	○	<p>受診されたい実施機関が決まりましたら、事前にお電話での確認をお勧めします。</p> <p>※他市在住の方は「基本的な健診の項目」と「詳細な健診」が受診できます。</p> <p>日野市民(住民票のある)の方は上記健診の他に、日野市の追加項目健診が受診できます。</p>			
府中市	一般社団法人 府中市医師会	令和6年7月1日	～	令和6年9月30日	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予約開始日は府中市と同日</li> <li>・感染症動向によっては変更有</li> </ul>			